

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和2年2月5日(水) 午前10時00分～午前10時58分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	(欠員)	16	宮浦実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	田中賢寿	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	12	川本由紀美	23	水本福泉		
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		沖田次長		都築専門員(農政)	
		菊地係長(農地)		土居書記(農政)			
⑦	農林水産課	山岡課長		三好課長補佐		山田主査	
⑧	会議の内容	議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第7号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第8号	農地法第4条の規定による許可の取消について				
		議案第9号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第10号	農地転用事業計画変更申請について				
		議案第11号	農業振興地域整備計画の変更について				
		議案第12号	非農地証明について				
		議案第13号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長） 只今から令和2年第2回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。
出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中18名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。
本日、12番 川本由紀美委員、23番 水本福泉委員より欠席の報告を受けております。
また、現在推進委員1名の欠員となっております。
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、32番 中本祐市委員、33番 坂幹幸委員を指名いたします。
次に、日程第2、書記の指名を行います。
本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。
それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議 長（会長） まず、議案第6号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 失礼いたします。
議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。
議案書1ページをご覧ください。
1番、東若宮の土地、畑1筆・1,352㎡は売買による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き、野菜の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
2番、徳森字土肥の土地、樹園地1筆・178㎡も売買による所有権の移転です。
所有権移転後も、引き続き、果樹（栗）の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
3番、喜多山の土地、田6筆・計3,068㎡、畑3筆・842㎡。こちらも売買による所有権の移転になります。
所有権移転後は、水稻及び野菜等の栽培を予定しています。
農業は、譲受人親子が年間を通して従事します。
4番、多田の土地、畑1筆、3,442㎡。売買による所有権の移転です。
所有権移転後は、野菜の栽培を予定しています。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
5番、6番 関連案件です。
5番、八多喜町の土地、田2筆・計1,253㎡、畑3筆・計1,4

57㎡。3年間の使用貸借権の設定です。

所有権移転後も、引き続き、水稻、野菜等の栽培を行います。

2ページです。

6番、同じく八多喜の土地、畑4筆・計687㎡。贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も、引き続き、野菜の栽培を行います。

いずれも農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

7番、長浜町櫛生の土地、畑1筆・1,139㎡。売買による所有権の移転です。

所有権移転後は、果樹の栽培を予定しています。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

以上、7件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

2番

失礼します。

1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。

当案件は、売買による所有権移転になります。妻が持分4分の3、夫が持分4分の1で取得します。

申請地は、大洲市立図書館の北、約300mに位置する畑1筆になりますが、現在も良好に管理されています。

譲受人夫婦は、会社を運営しながら農業に従事しておりますが、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

また、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願

議長（会長）

続いて、2番。

6番

それでは2番案件のご説明をいたします。議案説明資料2ページも参考にしてください。

2番案件は、経営規模の拡大を図る目的で、譲受人の自宅に近く、耕作しやすい申請地を売買により取得するものです。

申請地は、平公民館の北東約500mにある樹園地1筆になりますが、現在も栗が植栽されており、良好に管理されていま

す。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

続いて、3番。

20番

失礼いたします。

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

当案件は、兄弟間での所有権移転になりますが、話し合いがまとまり、「売買」という形で移転をします。

申請地は、新谷公民館喜多山分館の南西側にある申請人の実家付近にある田6筆と畑3筆になります。田については、現在遊休化しておりますが、今後、シルバー人材センターに草刈り等の依頼を行ったうえで、きちんと管理していくとのことです。

新規営農計画が提出されていますが、譲受人は実家で農業の手伝いをしていたこともあり、少しずつではありますが家庭菜園のような形をとり、親子で農業経営をしていきたいとの意向もありますので、今後の経過を見ていきたいと思えます。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。次に、4番。

21番

失礼します。

4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。

当案件は、譲受人が新規に農業経営を開始するために、申請地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、国営「峠団地」の内の畑1筆になります。昨年の夏には遊休化していた状態ですが、今は若干の改善が見られていました。今後、普通畑として季節の野菜等を植えられていく予定になっています。

新規営農計画書も提出されており、譲受人は夫婦で農業に従事される予定になっていますが、会社経営をしており、臨時的な労働力として、従業員の手も借りて耕作をしていきたいとのことです。今後の耕作状況も確認していきたいと思えます。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。次に5番、6番。

22番

5番、6番案件は関連案件ですので、合わせて説明します。議案説明資料5ページ、6ページも参考にしてください。

5番案件は、譲受人が新規に農業経営を開始するために、知人より申請地を3年間の使用貸借によって借り受けようとするものです。

申請地は、自宅に近い畑1筆と国営「八多浪団地」付近の田2筆、畑2筆になります。田については良好に管理されてきました。畑については一部雑木が生えている場所もありましたが、申請人に整備を行ってもらうよう要請を行っています。

6番案件は、贈与によって所有権を受けるものであり、申請地は祇園橋の左岸下流の畑4筆です。こちらは全て良好に管理されてきました。

新規営農計画書も提出されていますが、譲受人は自営で仕事をされていますが、今後、夫婦で農業に従事し、収穫したものを産直市へ出していきたいとの意向をもっておられます。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われ
ます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 (会長)

はい。次、7番。

26番

それでは7番案件のご説明をいたします。議案説明資料7ページも参
考にしてください。

7番案件は、経営規模の拡大を図る目的で、自作地に隣接する申請地
を売買により購入するものです。

申請地は、楡生公民館の東約1.5kmの山あいにある畑1筆になりま
す。現在は耕作されていませんでしたが、今後樹園地として整備を行う
予定になっています。

譲受人は家族で申請地周辺において大規模に農業経営をされておりま
すが、今までに耕作に関する問題は生じていません。

また、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に
記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係まで
の規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま
す。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 (会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありま
せんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに
ご異議はございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いた
しました。

次に、議案第7号『農地法第4条の規定による許可申請について』を
議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (農地係長)

失礼いたします。

議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明申
し上げます。

議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」の8ページから11ペー
ジを併せてご覧ください。

1番、平野町野田の土地1筆です。

申請地は、山際にある日あたりの悪い低生産農地であり、労働力不足
により農地として耕作管理が困難なことから、植林をするものでありま
す。

申請地は、大洲市内中心部から南西に約3.5kmのところ

付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料8ページをご確認ください。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今事務局から説明がありましたが、まず地元委員さんから報告を受けたいと思います。1番。

8番

失礼します。

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の8ページから11ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、山際の日あたりの悪い農地で、管理することが困難であり、他に耕作を希望する者もないとのことですので、確実に転用を行うものと思われ、問題ないと考えます。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する農地がありますが、同意を得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから問題はないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号『農地法第4条の規定による許可の取消について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

失礼いたします。

議案第8号「農地法第4条の規定による許可の取消について」ご説明申し上げます。

議案書4ページをご覧ください。

1番、松尾の土地、1筆の案件は平成5年1月27日付けで許可されていたものです。

申立によりますと、申請当初は植林をする予定でしたが、許可後20年以上が経過した現在、自然潰廃状態になっており、計画どおりの転用

が出来なくなったとのことをございます。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

只今事務局から説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特に、ご質疑も無いようですので、本案を願いのとおりにやむを得ないものとして許可取り消しとすることに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議無いものと認め、本案は願いのとおりに許可取り消しとすることに決定いたしました。

次に、議案第9号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (次長)

失礼いたします。

議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ並びに別紙「議案説明資料」の12ページから31ページまでを併せてご覧ください。

1番、阿蔵の土地、275㎡の案件は、現在の居住建物が、公共事業により買収される予定であることから、新たに自己住宅を建築するため申請地を妻から借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北に約1.8kmのところに位置し、JR伊予大洲駅から概ね500m以内の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

2番、同じく阿蔵の土地2筆、2,433㎡の案件は、現在、市内で住宅を兼ねた店舗で動物病院を経営しているが、子供もいることから手狭となり、新たに自己住宅兼店舗を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北西に約1.8kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

3番、藤縄の土地、330㎡の案件は、居住していた共同住宅が平成30年7月豪雨による水害を受け、現在、仮設住宅に居住しているが、子供も成長し手狭で不便であるため、新たに自己住宅を建築するため、申請地を父より借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約8.9kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

4番、八多喜町の土地3筆、1,228㎡の案件は、当社事業の拡大

に伴い、既存の資材置き場が手狭で不便な状況となっており、既存事業地の近くで倉庫及び露天駐車場に利用するため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北に約6.5kmのところの位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

なお、申請地の一部については既に倉庫が建設され違反転用状態にあることから、始末書が提出されております。

以上、4件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず地元委員さんから説明を受けたいと思います。1番、2番。

1番

それでは1番及び2番案件の調査結果をご報告いたします。

まず1番案件ですが、議案説明資料の12ページから16ページを参考にしてください。申請地は、13ページの位置図のとおり、JR伊予大洲駅の北西約450mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び妻からの融資にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、15ページの地番地目図のとおり隣接農地がありますが、同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

次に2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の17ページから21ページを参考にしてください。

申請地の位置図は、18ページと19ページになりますが、JR伊予大洲駅の北西約700mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可がありしだい住宅ローン及び金融機関からの融資により着工したいとのことで、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、20ページの地番地目図のとおり西側、東側に農地がありますが、それぞれ同意を得ているとのことで、特に問題ないものと思われま。

よって、1番、2番ともに、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて、3番。

17番

それでは3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の22ページから26ページを参考にしてください。

申請地は、24ページの位置図のとおり、柳沢連絡所から南西へ約600mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第父親からの融資により着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、25ページの地番地目図のとおり北側に隣接農地がありますが、父親所有の農地であるため、問題ないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (会長)

はい。続いて、4番。

22番

それでは4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の27ページから31ページを参考にしてください。

申請地は、29ページの位置図のとおり、大洲東中学校から東へ約200mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、30ページの地番地目図のとおり西側に隣接農地がありますが、隣接する申請地の用途は露天駐車場であり、特に西側は現況と変わらない法面部分と駐車場への進入路であるため、特に問題ないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、始末書が提出され反省もされているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

(質疑なし)

議長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

(異議なし)

議長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第10号『農地転用事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (次長)

失礼いたします。

議案第10号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。

議案書6ページ並びに別紙「議案説明資料」の32ページから36ページまでを併せてご覧ください。

1番、新谷の土地、6筆2,603㎡の案件は、平成29年10月26日付で許可となっていた案件でございます。

計画変更の内容については、転用目的の一部修正を行うもので、当初計画していた転用目的の貸事務所については需要がないことから、共同住宅を増設するため、計画変更の申請があったものでございます。

申請地の農地区分は、大洲市中心部から東北東に約6.8kmのところに位置し、概ね300m以内にJR喜多山駅が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんから説明を受けたいと思います。

20番

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の32ページから36ページを参考にしてください。

申請地は、33、34ページの位置図のとおり、JR喜多山駅から西に100mから200mの範囲内に位置する農地になります。

本件は事務局報告のとおり、平成29年の10月に転用が許可されていた案件です。

変更内容は、当初予定していた共同住宅、貸事務所、露天駐車場、駐輪場の内、貸事務所を取りやめるとともに、露天駐車場を減少し共同住宅を当初の1棟から4棟に変更しようとするものです。

立地基準・一般基準につきましても、議案説明資料に記載のとおり当初計画と変更はなく、特の問題はないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、計画変更はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

はい。只今、地元委員さんより説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑も無いようですので、本案を申請のとおり変更承認相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第11号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

失礼いたします。

議案第11号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

議案書7ページ並びに別紙議案説明資料の37ページから45ページまでを併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外1件でございます。

1番、長浜町黒田の土地 2筆、長浜町櫛生の土地 1筆、豊茂の土地 1筆、計4筆4,114㎡の案件は、申請地は共に山間部に位置する低生産農地で、申請人と妻は高齢となり耕作を継続することが困難な状況になってきており、また、他に借り受ける者もないことから、今後は杉・桧を植林し山林として管理するため、除外の申出があったものです。

既に隣接所有者からの同意も得ており、申請地は他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、付近には公共施設等もなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

なお、今回の申請においては、所在地が3地域となっているため、それぞれの地元担当委員であります 池浦委員、田中委員、大本委員に案件概要を説明し、現地調査及び報告は、申出者の地元である田中委員にお願いをしております。

以上1件です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんからの報告を受けたいと思います。

26番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の37ページから45ページをご覧ください。

まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、今回の除外は植林を目的とされており、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申請人は高齢で自宅から離れた農地での耕作が困難になってきており、他に借り受ける者もないことから、杉・桧を植林し管理をしようとするものであり、資力や遅滞なく着手する見込み、また転用面積の妥当性など問題ないものと思われまます。

なお、櫛生及び豊茂の土地については、既に植林をされており、違反転用に関しましては、本人も始末書を提出し大変反省をされております。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、隣接農地の所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきましても適当と考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われまます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい。只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長） 特に、ご質疑も無いようですので、原案のとおり農用地区域から除外することに、ご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに致します。次に、議案第12号『非農地証明について』を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。
議案第12号「非農地証明について」ご説明申し上げます。
議案書8ページ並びに別紙「議案説明資料」の46ページから53ページまでを併せてご覧ください。

1番、平野町平地の土地、2筆3、093㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）及び転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地の内一筆は、周辺を山林に囲まれた谷あいでも日当たりも悪かったことなどから、40年ほど前に杉を植林したとのことで、またもう一筆の農地についても、近接地であり同様に周辺環境が山林化していく中で、20年以上前から耕作を放棄し、復旧は著しく困難となったとのことでございます。

2番、八多喜町の土地1、069㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、遠隔地に居住しているため耕作管理が困難となり、平成元年にヒノキを植林したもので、現在は畑への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長） 只今事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

7番 失礼します。
それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。
議案説明資料の46ページから49ページを参考にしてください。
申請地の位置関係は、47・48ページの位置図になりますが、平野連絡所から南西に約3km、栄谷地区に位置する農地です。

申請によりますと、「申請地の内、上段の農地は谷あいでも日当たりも悪かったことなどから、40年程前に杉を植林した。また、下段の農地は20年以上耕作を放棄し、現在では雑木が繁茂するなど農地への復旧は困難である」との申し出です。

申請人の申立、現地調査による樹木等の生育状況などから、少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられ、復旧は著しく困難と認められました。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、2番。

22番

それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の50ページから53ページを参考にしてください。

申請地の位置関係は、51・52ページの位置図になりますが、八多喜連絡所から南西に約1.3kmに位置する農地です。

申請によりますと、「遠隔地に居住しており、申請地の耕作管理が出来なかったことから、平成元年にヒノキを植林したもので、現在では畑への復旧が著しく困難な状態となった」との申し出です。

申請人の申立、現地調査による樹木等の生育状況などから、少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられ、復旧は著しく困難と認められました。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑も無いようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議無いものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第13号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

（専門員兼農政係）

失礼します。

議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の9ページから、ご覧ください。

1番から4番、新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

5番から11ページの10番まで「利用権の設定を受ける者」が同一です。5年間の貸借権または使用貸借権を設定し、飼料米、野菜、麦・大豆を栽培するものです。詳細につきましては議案書をご確認ください。

11番及び12番、新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

12ページです。

13番及び14番 引き続き、水稻を栽培するため、貸借権を3年間設定しようとするものです。

15番、新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、貸借権を5年間設定しようとするものです。

16番、新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

13ページです。

17番 新たに農地を借り受け、果樹を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。

14ページです。

18番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、18件・35筆、利用権設定総面積、42,967㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。

